

Q&A

Q1

市外の高校に進学し、その高校の近くの寮に住む予定ですが、対象になりますか？

生計を一にする家族が市内に居住していれば対象になります。ただし、家族全員が市外に引っ越した場合は支給を終了します。

A1

Q2

申込書の書き方や添付書類の内容など、わからないところがあります。

まわりの大人（家族や先生）や相談窓口もありますのでお気軽にご相談ください

○明石市こども・若者政策課（奨学金相談窓口）

TEL 078-918-6073 FAX 078-918-5196 e-mail:kodomoseisaku@city.akashi.lg.jp

A2

Q3

途中で高校を辞めてしまった場合、それまでもらった入学準備金や在学時支援金を返さなければいけませんか？

辞めた時点で支給は終わりますが、それまでに支給した奨学金を返す必要はありません。ただし、入学準備金でかかった費用を精算し、残金がある場合は明石市に返金が必要です。

A3

Q4

他の塾に通っているので、「学習支援」は必要ありません。「学習支援」を受けなければ奨学金をもらえませんか？

「学習支援」は希望者にのみ実施します。「学習支援」を受けることが奨学金をもらう条件ではありません。

なお、「学習支援」は個別の学力に応じた支援を行っています。

A4

Q5

親の負担を考えると進学について相談できず、提出書類である「個人情報提出・利用に関する同意書」を提出できません。提出ができなければ、申し込みはできませんか？

「個人情報提出・利用に関する同意書」の提出がなくても申し込みができる場合があります。こども・若者政策課（奨学金相談窓口）までご相談ください。

A5